

団体名 適格消費者団体特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡

係争中の差止請求訴訟	
事件番号	福岡地方裁判所平成 27 年（ワ）第 3336 号
訴訟を提起した年月日	平成 27 年 10 月 30 日
被告事業者（業種）	アプライド株式会社（パソコン等の販売、保守、サポートサービス業）
差止請求の対象となった条項（概要）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 解約時に消費者が、当該事業者に対し、契約期間の残月数に月額料金を乗じた金銭に、所定の割合を乗じた額を支払う旨の条項（所定の割合は、契約期間によって、50%、60%または70%と定められている。）</li> <li>2. 消費者が債務の支払いを遅延した場合に、消費者が当該事業者に対し、支払いを遅延した額に年 14.6%の割合を乗じて計算した額を超える損害賠償の額を支払う旨の条項（本件では、年 15%の割合を乗じる旨定められている。）〔ただし、同条項の利率については、提訴後、「年 14.6%」に改正された。〕</li> <li>3. 当該事業者の「善意の作業」で起きた損害に対して責任を負わないとする旨の条項〔ただし、同条項については、提訴後、当該事業者「故意又は重過失が認められない限り」と改正された。〕</li> <li>4. 上記3にかかわらず、当該事業者の故意または重過失に起因する機器の損害については、「同等機器を上限額」として賠償するが、「機械のデータ等に関する消失など」については責任を負わないとする条項〔ただし、同条項については、提訴後、「弊社の作業に故意又は重過失が認められる場合であっても、賠償する損害は、機械の損害のみを対象とし（機械内のデータ消失等は対象外とします。）、その上限は、該当機器の修理代金又は同等機器の購入代金のいずれか低額のものとし、但し、本条項は、本会員が消費者契約法上の「消費者」に該当する場合で、弊社に故意又は過失が認められる場合には適用しないものとし、」と改正された。〕</li> </ol>
請求の原因（根拠となる法令）	<p>上記差止請求の対象となった条項（概要）のうち</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 については、消費者契約法第 9 条 1 号に該当する。</li> <li>2 については、消費者契約法第 9 条 2 号に該当する。</li> <li>3 については、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号及び 3 号に該当する。</li> <li>4 については、消費者契約法第 8 条 1 項 2 号及び 4 号に該当する。</li> </ol>